インターネットドメインネーム登録

関係法律

国家信息産業部が制定した「中国互聯網絡域名管理弁法」(中国インターネットドメインネーム管理規則)、2004年12月20日より施行。

中国互聯網絡信息中心 (CNNIC) が制定した「中国インターネットドメインネーム登録 に関する実施細則 | 、2012 年 5 月 29 日より施行。

中国互聯網絡信息中心(CNNIC)が制定した「トップレベルドメインネーム紛争についての解決規則」、2014年11月21日より施行。

中国互聯網絡信息中心 (CNNIC) が制定した「トップレベルドメインネーム紛争解決の手続きに関する規則」、2014年11月21日より施行。

ドメインの管理/登録及び関係機構

ドメインネーム管理機構:中国信息産業部が中国インターネットドメインネームの管理を行う。

ドメインネーム登録管理機構:中国信息産業部に委任され、中国互聯網絡信息中心 (CNNIC)がドメインネームの登録管理機構として、中国のトップレベルドメインネームと中国語ドメインネームシステムの運営管理を行い、セントラルデータベースのメンテナンスを行う。

ドメインネーム登録サービス機構:中国互聯網絡信息中心(CNNIC)の認証を受けて、ドメインネームの登録申請を受理して審査し、データベースにおいてドメインネームの登録手続きを行うサービス機構である。

ドメインネーム登録代理機構:ドメインネーム登録サービス機構に認可された範囲内で、ドメインネームの登録申請を代理する組織である。

ドメインネーム紛争解決機構:中国互聯網絡信息中心(CNNIC)に委任され、中国においてインターネットドメインネームの紛争を解決する専門組織である。

ドメインネームの命名規則

- 1. 中国インターネットドメインネームシステムにおいて、各レベルのドメインネームは、 英文字(A-Z、a-z、大文字小文字区別なし)、数字(0-9)、結合子(-)、または漢字 での構成が可能である。各レベルのドメインネーム間はドット「.」で(ただし、各レベ ルの中国語ドメインネーム間にはドット「.」または句読点「。」で)繋がる。
- 2. 国際インターネットドメインネームシステムの区分に従って、中国のトップレベルドメインネームは CN であり、「CN」の次に「類別ドメインネーム」と「行政区画ドメインネーム」の二種類の英文セカンドレベルドメインネームが設けられている。
- (1)「類別ドメインネーム」は申請機構の性質により区分されるドメインネームであり、 下記の六種類がある。

AC - 科学研究機構に適用

COM - 工業、商業、金融などの分野の企業に適用

EDU - 教育機構に適用

GOV - 政府機構に適用

NET - IT サービス組織に適用

ORG - 非営利組織に適用

(2)「行政区画ドメインネーム」は中国の行政区画に基づくのもので、次の34「行政区画ドメインネーム」を含み、各省、自治区、直轄市、特別行政区に適用される。

BJ-北京市、SH-上海市、TJ-天津市、CQ-重慶市、HE-河北省、SX-山西省、NM-内モンゴル自治区、LN-遼寧省、JL-吉林省、HL-黒龍江省、JS-江蘇省、ZJ-浙江省、AH-安徽省、

FJ-福建省、JX-江西省、SD-山東省、HA-河南省、HB-湖北省、HN-湖南省、GD-広東省、GX-広西チワン族自治区、HI-海南省、SC-四川省、GZ-貴州省、YN-雲南省、XZ-チベット自治区、SN-陝西省、GS-甘粛省、QH-青海省、NX-寧夏回族自治区、XJ-新彊ウイグル族自治区、TW-台湾省、HK-香港特別行政区、MO-マカオ特別行政区。

- 3. 中国トップレベルドメインネームの CN の次に、英文又は中国語のセカンドレベルド メインネームを直接登録することができる。
- 4. 中国インターネットドメインネームシステムには、中国トップレベルドメインネーム CN のほか、当面「中国」という中国語トップレベルドメインネームが設けられている。 この中国語トップレベルドメインネームの次に、中国語のみからなるセカンドレベルドメインネームを直接登録することができる。

ドメインネームへの制限

如何なる組織又は個人もドメインネームを登録し、使用する場合、下記の内容をドメインネームに含んではならない。

- 1. 憲法に定めた基本原則に反するもの。
- 2. 国家の安全に危害を加え、国家機密を漏らし、国家の政権を転覆させ、国家統一に損害を与えるもの。
- 3. 国家の名誉と利益に損害を齎すもの。
- 4. 民族間の憎しみや民族差別を煽動し、民族団結に損害を与えるもの。
- 5. 国の宗教政策に損害を与え、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- 6. デマを飛ばし、社会秩序を撹乱し、社会の安定に損害を与えるもの。
- 7. 猥褻、賭博、凶暴、テロを散布して、犯罪を教唆するもの。
- 8. 他人を侮辱・誹謗し、他人の合法的権益を侵害するもの。

9. 法律、行政法規に禁止されるその他の内容。

ドメインネームの登録申請

ドメインネームの登録は先願主義に従う。

別段の規定がなければ、如何なる自然人または独立して民事責任を負う組織もドメインネームの登録を申請することができる。

ドメインネームの登録を申請する場合、ドメインネーム登録サービス機構に下記の書類を 提出しなければならない。

- 1. 申請者の身分証明書類
- 2. 申請者の連絡人の身分証明書類
- 3.中国互聯網絡信息中心(CNNIC)に要求されたその他の書類

ドメインネーム登録サービス機構は上記文書の真実性、正確性、完全性をチェックし、チェック合格後1稼動日以内に上記書類を中国互聯網絡信息中心(CNNIC)に提出しなければならない。

ドメインネームの登録を申請する場合、申請者は紙面又は電子ファイルの形でドメインネーム登録サービス機構に下記の情報を提出しなければならない。

- 1. 登録を申請するドメインネーム
- 2. メイン・ドメインネーム・サーバーとセカンダリー・ドメインネーム・サーバーのホスト名及び IP アドレス
- 3. 申請者が自然人である場合、氏名、連絡先住所、電話番号、E-mail アドレスなどの情報を、申請者が組織である場合、組織名称、組織機構コード、連絡先住所、E-mail アドレス、電話番号などの情報を提供しなければならない。

- 4. 申請者の管理担当者、ドメインネーム技術の担当者、費用納付担当者、担当責任者の 氏名、連絡先住所、電子メールアドレス、電話番号
- 5.ドメインネームの登録期間。

ドメインネーム登録審査

中国互聯網絡信息中心(CNNIC)により最初に有効登録申請を受領された日が申請日となる。中国互聯網絡信息中心(CNNIC)、ドメインネーム登録サービス機構は申請日を申請者に通知しなければならない。

ドメインネーム登録サービス機構は登録されたドメインネームが「中国互聯網絡域名管理 弁法」に違反しないように、ドメインネームの登録審査を強化しなければならない。中国 互聯網絡信息中心(CNNIC)は登録されたドメインネームに対して再審査を行う。中国 互聯網絡信息中心(CNNIC)は登録されたドメインネームの登録情報をチェックし、「中 国互聯網絡域名管理弁法」第 27 条の規定に違反しまたはその登録情報が不実、不正確、 不完全なドメインネームについて、ドメインネーム登録サービス機構に当該ドメインネームを取り消すよう通知する。

登録ドメインネームの変更 / 移譲及び取消

ドメインネームの所有者以外の登録情報に変更が生じた場合、ドメインネーム所有者はドメインネームの登録を申請する際に選択した変更確認方式に基づいて、登録情報が変更された日から30日内にドメインネーム登録サービス機構に登録情報の変更を申請しなければならない。ドメインネーム登録サービス機構はドメインネーム所有者の変更申請を受けてから3稼動日以内に変更後の登録情報を中国互聯網絡信息中心(CNNIC)に提出しなければならない。ドメインネーム所有者の同意が無ければ、ドメインネーム登録サービス機構は登録情報を変更してはならない。

ドメインネームの譲渡を申請する場合、ドメインネーム登録サービス機構に合法かつ有効なドメインネーム譲渡申請書、譲渡当事者双方の身分証明書類を提出しなければならない。ドメインネーム登録サービス機構は上記書類を受領した後3稼動日以内に審査を行い、審査合格後に、ドメインネームの所有者を変更しなければならない。

登録済みのドメインネームを取消す場合、申請者はドメインネーム登録サービス機構に合法かつ有効なドメインネーム取消申請書と身分証明書類を提出しなければならない。ドメインネーム登録サービス機構は上記書類を受領した後3稼動日以内に審査を行い、審査合格後に登録されたドメインネームを取り消さなければならない。

ドメインネームの運用費用

ドメインネーム登録サービス機構は、登録されたドメインネームについてドメインネーム 運用費用を徴収する。